

東京農工大学学寮規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(退寮措置)</p> <p>第16条 理事は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号から第7号までのいずれかの事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経るものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 3か月以上にわたり寄宿料及び共益費又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(退寮措置)</p> <p>第16条 理事は、寮生が次の各号の一に該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第3号から第7号までのいずれかの事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議を経るものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 3か月以上にわたり寄宿料及び共益費又は光熱水料等の経費の納入を怠ったとき。</p> <p>(4)～(7) (略)</p>	

附 則 (令和2年6月22日教規程第27号)

この規程は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。